

ご入院される方・ご家族様へ大切なお願い



現在、コロナウイルス感染症等の感染症対策強化期間のため、ご面会について制限を実施中ですが、令和7年3月20日より一部を緩和いたします。

【ご面会について】【洗濯物等のお届け物】【入院費のお支払い】は、感染対策強化期間中として下記の通りの対応になりますので、ご理解・ご協力のほどをお願いいたします。

【ご面会について】

◆全日（日・祝含む）の14:00開始～16:15面会終了（病棟退出）

◆1回15分間の面会、1回3名まで1日2回

上記の時間と人数・回数をお守りいただき、ご面会時には**必ずマスク着用**をお願いします。

患者さまは体力・免疫力が低下されている場合がほとんどですので、**小学生以下の方、発熱等の体調不良の方は面会をご遠慮ください。**

また、ご面会後に感染症が判明した場合は、ご一報ください。

※小学生以下の児童は、免疫が不十分で学校等での流行性感染症にかかりやすく、適切な感染予防策が行えない可能性が高いため面会をお断りさせていただいております。

患者さま・ご家族さまに安心してご面会いただき、より良い時間をお過ごしいただくため前述の項目と以下のルールを厳守ください。

◆来院されましたら、面会される方のみ病棟へお上がりください。

◆3階病棟エレベーターホール付近、または4階詰所に備え付けの機器による体温測定・手指消毒、面会シートにご記入後に、病室へご移動ください。

◆入院時または前回面会時からお部屋が異なる場合がありますので、お部屋番号が不確かな場合は必ず病棟詰所にお声がけください。

◆病室内での飲食や大声での会話等はお控えください。

以上の面会制限の原則・ルールについては、感染症流行状況により随時変更する場合があります。ご了承ください。

【洗濯物等のお届け物】

13：00～16：30

午前中は診察・検査等にて病棟担当者の対応が困難ですので、病棟担当者からの依頼以外は上記時間にてお願いします。上記の時間以外の場合は、1階受付にお声がけください。上記時間内でも病棟の状況によりお待たせする場合がありますが、ご了承のほどお願いいたします。

【入院費のお支払い】

入院期間を月の前後半に分けて請求いたします。締め日は15日と月末日で、**それぞれの締め日の3日程度後に請求書が発行されます。**

感染対策強化期間内（面会制限期間）は1階受付に請求書を留め置いておりますので、上記の請求書発行日以降に受付にて月～土（祝日除く）の09：00～17：00にお支払いください。

高額療養費制度を利用されたい場合は、オンライン資格確認が可能です。ご希望の場合は、受付にてお申し出ください。

ご質問は平日9：00～17：00にお電話（078-743-1135）や受付または病棟詰所にてお尋ねください。

以上、お手数をおかけいたしますが、今後とも、感染対策にご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

令和5年5月8日（改定）

令和5年11月22日（改定）

令和6年1月9日（改定）

令和6年4月22日（改定）

令和6年6月18日（改定）

令和7年3月20日（改定）



尾原病院入院係